

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

42期

## 司法試験改革から司法改革へ



会員 梶嶋 裕之 (42期)

私たち42期は、1988（昭和63）年4月に研修所に入所し、1990（平成2）年3月まで、2年間の修習生活を送った。

39期を最後に任官拒否も二回試験の落第も出ておらず、「二回試験など気にせず伸び伸びとやりなさい」という所長講話がなされた、まだ牧歌的な修習時代だった。

日本社会はバブルの中にあっただが、他方で昭和天皇の死去、天安門事件など、それなりの事件も起きた時代である。

なかでも昭和天皇の死去前後に社会全体を覆った「自粛」の嵐には、少なからぬ修習生が共通の違和感を抱いた。弁護士登録直後から、そうした同期の有志と共に、即位の礼・大嘗祭違憲訴訟を提起し、2005年の最高裁判決まで15年間、1円の弁護士費用も受け取ることなく活動した。三つ子の魂百までというか、若気の至りというか、修習時代の原体験というのはおそろしいものである。

しかし何と云っても、42期といえば、司法試験改革である。

当時、検察官志望者の減少に対する危機感を契機に、法務省は、司法試験改革を通じた合格者の人為的な若年化を図ろうとしていた。

42期の修習時代は、この法務省の司法試験改革構想が進められた時期とちょうど重なり合う。修習開始直後の1988年4月に、受験回数3回制限を骨子とした法務省人事課長試案が公表され、後期修習開始直前の1989年11月には、受験回数制限案に、若年者を優遇して合格させる案などを加えた、いわゆる「甲乙丙案」を

内容とする「司法試験改革の基本構想」が公表された。

後期修習で研修所に戻ってきた42期は、不平等な司法試験改革を通じた合格者の人為的な若年化に反対する立場で甲乙丙案に反対する署名活動を展開した。二回試験間近だったにもかかわらず、この活動は、約500名の修習生のうち8割の反対署名を集めた。任官・任検志望者がこの種の署名に応じることは相当困難な雰囲気であったことを考えると、8割というのは驚異的な数だった。

そのころ私は、同期で大学時代からの親友だった芳賀淳君（現東弁会員）に、「甲乙丙案はまったくけしからぬよな」と問いかかけられ、「甲乙案は論外だけど、まあ丙案くらいなら…」と答えて滅茶苦茶に怒られたことを今でも鮮明に記憶している。それで大いに反省した私は、最後の最後になって、署名活動を手伝うようになった。

その後、42期は、弁護士登録と同時に、司法試験改革をめぐる弁護士会の怒濤の中になだれこんでいく。時あたかも中坊公平氏が司法改革を掲げて日弁連会長に就任した1990年春のことである。若手弁護士を対象とした署名活動をはじめ、甲乙丙案反対の活動を、多数の42期が全国で中心的に担っていった。

後日談となるが、ここで司法試験改革問題を担った42期は、紆余曲折を経て、多くの人材がその後の司法改革運動を担ってきている。他の期と比較しても、弁護士会活動にかかわる42期の数は随分と多いように思う。

三つ子の魂百までというか、若気の至りというか、修習時代の原体験というのは、まったくおそろしいものである。